○国土交通省告示第三百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十二月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－12Ｒ－040011	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　ＸＰ17ＩＤ（ＩＤ）	トヨタ　ＮＳＰ170Ｒ－ＭＷＹＮＫＴ、トヨタ　ＮＳＰ170Ｒ－ＭＷＹＱＫＴ	PT Toyota Motor Manufacturing Indonesia Jl.Laks. Yos Sudarso, Sunter II Jakarta 14330, INDONESIA

○国土交通省告示第三百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－125Ｒ－010006	運転者席　トヨタ　ＸＰ17ＩＤ（ＩＤ）	トヨタ　ＮＳＰ170Ｒ－ＭＷＹＮＫＴ、トヨタ　ＮＳＰ170Ｒ－ＭＷＹＱＫＴ	PT Toyota Motor Manufacturing Indonesia Jl.Laks. Yos Sudarso, Sunter II Jakarta 14330, INDONESIA

○国土交通省告示第三百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十二月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－79Ｒ－010005	かじ取装置　トヨタ　ＸＰ17（ＪＰ）	トヨタ　ＮＣＰ175Ｇ－ＭＲＸＮＫ、トヨタ　ＮＣＰ175Ｇ－ＭＲＸＱＫ、トヨタ　ＮＨＰ170Ｇ－ＭＲＸＱＢ、トヨタ　ＮＨＰ170Ｇ－ＭＷＸＮＢ、トヨタ　ＮＨＰ170Ｇ－ＭＷＸＱＢ、トヨタ　ＮＳＰ170Ｇ－ＭＲＸＱＢ、トヨタ　ＮＳＰ170Ｇ－ＭＷＸＮＢ、トヨタ　ＮＳＰ170Ｇ－ＭＷＸＱＢ、トヨタ　ＮＳＰ172Ｇ－ＭＮＸＮＢ、トヨタ　ＮＳＰ172Ｇ－ＭＮＸＱＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十二月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤⅡ－84	運行記録計　ＶＡＤＩ　ＦＳ08ＤＶＲＨＭ／ＤＴ	なし	富士ソフト株式会社　神奈川県横浜市中区桜木町１－１

○国土交通省告示第三百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十二月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤⅡ－86	運行記録計　Ｆｕｔａｂａ　ＴＳ－02	なし	二葉計器株式会社　大阪府大阪市西区北堀江３－11－13

○国土交通省告示第三百七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成三十年一月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2826	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＦＰＥ－６ＢＡ１	マツダ　６ＢＡ－ＫＦＥＰ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊞Ｇ－2827	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＦＰＹ－６ＢＡ１	マツダ　６ＢＡ－ＫＦ５　〃	
㊞Ｇ－2828	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＦＰＳＨ－３ＤＡ１	マツダ　３ＤＡ－ＫＦ２　〃	

○国土交通省告示第三百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
東海ダック工業株式会社　本社工場	三重県四日市市白須賀二丁目２番12号	熱交換器	平成30年２月27日から平成35年２月26日まで

○国土交通省告示第三百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月六日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
西芝電機株式会社　本社工場	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地	発電機	平成30年３月10日から平成35年３月９日まで
〃	〃	電動機	〃
〃	〃	配電盤	〃
〃	〃	制御器	〃